

(旧) 都道府県議会議員共済会定款

(昭和三十七年十二月一日施行)

平成二十三年五月三十一日現在

第一章 総則

(設立の根拠及び名称)

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）に基づいて組織し、都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

(目的及び事業)

第二条 共済会は、都道府県の議会の議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、そのための事業を行う。

(事務所の所在地)

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目六番三号に置く。

第二章 代議員会

(代議員)

第四条 代議員会は、四十七人の代議員をもつて組織する。

- 2 代議員は、都道府県の議会の議長の職にある者をもつて充てる。
- 3 都道府県の議会の議長が当該議長の職を離れたときは、代議員の職を失う。

(代議員会の議決事項)

第五条 法第一百五十五条第二項第四号に規定する定款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 重要な動産の取得又は処分に関する事項
- 二 繰越不足金の補てんに関する事項
- 三 翌事業年度にわたる債務の負担行為

- 2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集す

る暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

- 3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

- 2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又は法第百五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し若しくは代行する理事がその職務を代理する。

(招集及び会期)

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

- 2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず、代議員会を招集しなければならない。
- 3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、代議員に対して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。
- 4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 5 代議員会の会期は、議長が定める。

(定足数)

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員がなお定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(表決)

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数

で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。

(代理)

第十条 代議員は、病気その他やむを得ない事由により代議員会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の議会の他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び第十二条の規定の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 代議員の定数

三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(代議員会の傍聴)

第十三条 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ九人及び二人とする。

(役員の選任)

第十五条 会長は、全国都道府県議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

2 副会長は、理事が互選する。

3 理事（次項に規定する理事を除く。）は、全国都道府県議会議長会の副会長の職にある者をもつて充てるほか、会長が代議員のうちから指名する。

4 理事のうち一人は、全国都道府県議会議長会の事務総長の職にある者をもつて充てる。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員の任期)

第十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長が全国都道府県議会議長会の会長の職を離れたとき又は前条第三項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の副会長の職を離れたとき又は前条第四項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の事務総長の職を離れたときは、会長又は理事の職を失う。

3 代議員である副会長、理事又は監事が代議員の職を失ったときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間は、その職務を行なう。

(役員の報酬)

第十七条 役員（次項に規定する監事を除く。）には、報酬を支給しない。

2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には、報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十八条 共済会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局長その他の職員に関し、必要な事項は、会長が定める。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第十九条 議員となつた者は、議員に就職した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき、又は退職（第二十四条に規定する退職をいう。）したときはその翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(給付額の算定方法)

第二十一条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を前項の平均標準報酬年額とみなす。

3 第一項に規定する標準報酬月額額は六十二万円とする。

4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)

第二十二条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

- 3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)

第二十三条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

- 2 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき

三 死亡した会員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫（重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

(退職の定義)

第二十四条 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき

二 議員の任期が満了したとき

三 都道府県の議会の解散により議員の任期が終了したとき

四 都道府県の議会の議決により除名されたとき

五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき

六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失つたとき

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者

の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

- 2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は会員若しくは会員であつた者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、会員又は会員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

（共済給付金を受けるべき遺族の順位）

第二十六条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

- 3 先順位となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が、その他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第二十七条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行う。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の共済給付金を受ける権利を有する会員又は会員であつた者が死亡した場合において、その者が受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

- 2 遺族年金又は遺族一時金を受ける権利を有する会員であつた者の遺族が死

亡した場合において当該遺族が受けることができた遺族年金又は遺族一時金で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該会員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

第二十九条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十条 議員の在職期間は、その就職した日の属する月（一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月）から起算し、退職又は死亡した日の属する月をもつて終る。

2 法第百五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

(退職年金の改定)

第三十一条 退職年金を受ける者が議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 退職年金を受ける者が公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける退職年金を公務傷病年金に改定する。

(公務傷病年金の改定)

第三十二条 公務傷病年金を受ける者が次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算しまたは前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

一 議員として再就職して退職したとき

二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき

三 重度障害の程度が減退したとき

2 前項第一号の規定により改定を行う場合において、改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で法第百六十二条第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給される者が、これらの規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に応ずる退職年金に改定する。

(共済給付金受給者の書類の提出等)

第三十三条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

第六章 掛金及び特別掛金並びに負担金

(掛金)

第三十四条 議員は、議員に就職した日の属する月から死亡又は退職した日の属する月まで各月につき法第百六十六条第二項の規定による掛金を共済会に納めなければならない。ただし、退職した日の属する月にさらに就職したときは、当該就職によるその月の掛金は納めることを要しない。

2 前項の掛金は、毎月初日現在の議員の議員報酬月額に基づき、第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十三を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第三十四条の二 議員（議員であつた者を含む。）は、地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の支給を受ける際、法第百六十六条第三項の規定による特別掛金を共済会に納めなければならない。

- 2 前項の特別掛金は、期末手当の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の二を乗じて得た額とする。

第三十五条 都道府県の議会の議員の議員報酬の支給機関において議員報酬を支給する際、その議員報酬額から掛金に相当する金額を控除することができないときは、当該議員は、その納付すべき掛金をその月の末日までに共済会に払い込まなければならない。

- 2 前項の規定により掛金を納付すべき議員が、その掛金を滞納した場合は、会長は、期間を指定して督促しなければならない。この場合においては、共済会は、規則で定めるところにより、掛金の額百円につき滞納期間一日につき四銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（負担金）

第三十五条の二 都道府県は、法第百六十七条第一項の規定により都道府県が負担すべき負担金を、毎月、共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

（審査会）

第三十六条 共済給付金の決定、掛金又は特別掛金に関する異議を審査し、及び法第百六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しない。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三十七条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

第三十八条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第三十九条 共済給付金の決定、掛金若しくは特別掛金に関し異議のある者又は法第百六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定、掛金の払込み若しくは特別掛金の払込みのあつた日から起算して六十日以内又は法第百六十二条第五項の規定による公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。
- 4 関係人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対しこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 会計

(事業計画書及び決算)

第四十一条 会長は、毎事業年度事業計画書を作成し、年度開始前に、代議員会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

第九章 財務

(資金の運用)

第四十二条 業務上の余裕金の運用につき地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第十四条第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十三条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

第十章 監査

(監査)

第四十四条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認めた場合は臨時に共済会の業務を監査しなければならない。

2 監事は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、共済会の業務が法令及び定款の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十五条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを会長及び代議員会に提出しなければならない。

一 監査年月日

- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十一章 雑則

(規則への委任)

第四十六条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附 則

(略)